

このメールは大田区の配信情報提供サービスに登録されている方に送信しています。

大田区保健所メール 5 月号 令和 8 年 4 月 28 日

【 目 次 】

- 1 感染症情報
- 2 食中毒発生状況
- 3 トピックス
暮らしの衛生パネル展
- 4 特集
食物アレルギー表示の改正～カシューナッツが表示義務化へ～

1 感染症情報

◆感染症の最新情報はこちらから◆

↓↓↓

○大田区「感染症週報」

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/kansen_taisaku/syuuhou.html

◆◆◆感染症流行状況について◆◆◆

インフルエンザは昨年の同時期より多い状況が続いていましたが、第 11 週(3 月 9 日から 3 月 15 日)の 9.76 から第 15 週(4 月 6 日から 4 月 12 日)が 1.19 と減少しました。直近は昨年並みで落ち着いています。

新型コロナウイルス感染症は第 12 週(3 月 16 日から 3 月 22 日)の 1.52 から第 15 週が 0.71 と減少傾向です。

感染性胃腸炎は第 11 週の 7.62 から第 14 週(3 月 30 日から 4 月 5 日)は 4.92 と減少傾向でしたが、第 15 週は 6.31 と増加に転じており引き続き注意が必要です。

◆◆◆麻疹(はしか)について◆◆◆

都内では第 4 週(1 月 19 日から 1 月 25 日)から麻しんの患者報告が続いており、これまでに集団発生事例も 1 件報告されています。今年は第 15 週の段階で令和 7 年の年間報告数を超えていて令和 2 年以降最多です。海外渡航歴がない方も感染しており注意が必要です。

■感染経路・感染性

「空気感染」が主たる感染経路ですが、その他に、患者の咳やくしゃみに含まれるウイルスを吸い込むことによる「飛まつ感染」、及びウイルスが付着した手で口や鼻に触れることによ

る「接触感染」もあります。感染力が非常に強く免疫をもたない人が感染するとほぼ100%発症します。

発症した人が周囲に感染させる期間は、発症日の1日前から、解熱後3日間を経過するまでの期間とされています。

■症状

典型的には、約10～12日間の潜伏期間の後、38℃前後の発熱及びかぜ症状が2～4日続き、その後39℃以上の高熱とともに発しんが出現します。主な症状は、発熱・発しんの他、咳、鼻水、目の充血などです。

■予防

予防にはワクチンが有効です。母子健康手帳でワクチン接種歴を確認しましょう。また、定期予防接種の対象となる方は忘れずに接種しましょう。

※ワクチン接種歴があると比較的軽症で、発症時に周囲への感染性も下がることが知られています。

○東京都感染症情報センター 麻しんの流行状況(2026年)

<https://idsc.tniph.metro.tokyo.lg.jp/diseases/measles/measles/>

○厚生労働省 感染症情報 麻しん(はしか)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html

◆◆◆結核健診◆◆◆

大田区では結核早期発見のため、無料の胸部エックス線（レントゲン）検査を実施しています。年に1回の健診を受けていない方はこの機会にぜひお越しください。

日程：令和8年5月12日（火）

受付時間：午前の部 9:30～12:00/午後の部 13:30～16:00

場所：六郷地域力推進センター

詳しい情報は下記のURLからご覧ください。

○大田区ホームページ「結核検診」

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/kansen_taisaku/kekkaku/kekkakukenshin_20260512.html

◆◆◆GWに海外渡航をされる皆様へ◆◆◆

海外では、国内には常在しない感染症や、国内よりも高い頻度で発生している感染症が報告されています。海外滞在中にこれらの感染症への感染を防止するためには、予防方法を知っておくことが重要です。詳しい情報は下記のURLからご覧ください。

○大田区ホームページ「海外へ渡航される皆様へ」

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/kansen_taisaku/GWkaigaitokousya.html

2 食中毒発生状況

■大田区の食中毒発生状況

令和8年3月に食中毒は発生していません。

■東京都の食中毒発生状況

令和8年3月に、11件（患者135名）の食中毒が発生しました（令和8年4月15日現在）。食中毒の病因物質はカンピロバクター1件（患者3名）、ウエルシュ菌1件（患者40名）、ノロウイルス8件（患者91名）、アニサキス1件（患者1名）でした。原因施設はノロウイルス7件、アニサキス1件、ウエルシュ菌1件及びカンピロバクター1件が飲食店（一般）、ノロウイルス1件が集団給食でした。

○東京都「都内の食中毒発生状況（速報値）」

https://www.hokeniryu1.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/tyuudoku/r8_sokuhou.html

3 トピックス

■暮らしの衛生パネル展

春から夏へと移り替わるこの季節を健康・快適に過ごせる「生活環境づくり」についてご紹介します。暮らしに役立つ情報が盛りだくさんです。ぜひご来場ください！

▽日程 令和8年5月22日（金曜日）正午から5月29日（金曜日）午後3時まで

▽会場 大田文化の森（大田区中央二丁目10番1号） 1階 展示コーナー

▽展示内容

- ・ネズミや蚊、ハチ、ダニなどの防除方法
- ・換気や結露防止など室内環境づくりのアドバイス
- ・健康に避難所生活を送るための環境衛生ポイント
- ・犬や猫の飼育ルールとマナー
- ・ペットの災害対策
- ・食中毒の予防方法 など

○大田区ホームページ 「暮らしの衛生パネル展」

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/eisei/sumai_soudan/oshirase/kurasinoeiseipaneruten.html

4 【特集】食物アレルギー表示の改正～カシューナッツが表示義務化へ～

食品表示法では、容器包装されたアレルギーを含む加工食品及び添加物や一部生鮮食品が食物アレルギー表示の対象となります。表示の対象となるアレルギーは、表示が義務付けられている「特定原材料」と表示が推奨されている「特定原材料に準ずるもの」の2種類があります。

4月号では「食物アレルギー表示の見直し」について特集しましたが、令和8年4月1日付けで食物アレルギーの表示について下記のとおり改正されました。

1つ目は、カシューナッツが「特定原材料に準ずるもの」から「特定原材料」に移行したことです。これにより、カシューナッツのアレルギー表示が義務化され、特定原材料は「えび、カシューナッツ、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）」の9品目になりました。

2つ目は、ピスタチオが「特定原材料に準ずるもの」に追加されたことです。これにより、特定原材料に準ずるものは「アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、ピスタチオ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン」の20品目になりました。

カシューナッツの表示については2年間（令和10年3月31日まで）の経過措置期間（表示切替えの期間）が設けられています。ただし、食物アレルギーは「意識がなくなる」、「血圧が低下してショック状態になる」などの重篤な症状に至る場合もあり、最悪の場合、死に至ることもあるため、食品関連事業者の方は速やかな対応が必要になります。

消費者の方におきましては、経過措置期間中は「カシューナッツ」や「ピスタチオ」を使用しているも、事業者の対応が済んでいない場合があるので注意が必要になります。

○消費者庁「食物アレルギー表示に関する情報」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/

★「手洗い実験キット」の貸し出しをしています

大田区保健所では「手洗い実験キット」の貸し出しを実施しています。普段行う手洗いの状況を目で見て確認することができます。

「手洗い実験キット」の貸し出しを希望される方は、電話またはオンライン申請（LoGoフォーム）による申し込みができます。

【電話の場合】

大田区保健所生活衛生課（5764-0698）にお問い合わせください。

【オンライン申請（LoGoフォーム）の場合】

